



平成 25 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 ツインバード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 野水 重明
(コード番号 6897 東証二部)
問合せ先 財務経理部長 松原 浩史
(TEL. 0256-92-6111)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 4 月 30 日開催の取締役会において、決算期を変更することについて平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

決算日を末日に変更することにより、効率的な事業執行を図るため。

2. 変更の内容

現 在	毎年 3 月 25 日
変更案	毎年 2 月 末日

したがって、決算期の変更の経過期間となる当期第 52 期は、平成 25 年 3 月 26 日から平成 26 年 2 月 28 日までとなる予定であります。

3. 今後の見通し

決算期変更後の第 52 期（平成 25 年 3 月 26 日から平成 26 年 2 月 28 日まで）の業績予想につきましては、本日発表の「平成 25 年 3 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」をご参照ください。

4. 定款の変更について

(1) 定款変更の理由

決算期の変更に伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条に所要の変更をおこなうものであります。

また、決算期の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>25</u>日とする。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年3月<u>26</u>日から翌年<u>3</u>月<u>25</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>25</u>日とする。 2 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月<u>25</u>日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日とする。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年3月<u>1</u>日から翌年<u>2</u>月<u>末</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日とする。 2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8</u>月<u>31</u>日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>第42条(事業年度)の規定にかかわらず、第52期事業年度は、平成25年3月26日から平成26年2月末日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第44条(中間配当)の規定にかかわらず、第52期事業年度の中間配当の基準日は、平成25年9月25日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第52期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成25年6月21日

定款変更の効力発生日：平成25年6月21日